

Title	ビエッラ地方における毛織物業労働者の運動：イタリア労働運動史の一局面, 1877-1901年
Sub Title	The labor movement of the woolen textile workers in Biellese, Italy, 1877-1901
Author	横山, 隆作
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.2 (1979. 4) ,p.249(139)- 258(148)
JaLC DOI	10.14991/001.19790401-0139
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790401-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ビエッラ地方における毛織物業労働者の運動

——イタリア労働運動史の一局面, 1877~1901年——

横 山 隆 作

はじめに

労働組合運動とはなにか、というのが本来の問題である。

労働組合運動とは、労働組合に結集している労働者達⁽¹⁾がその状況において直面している問題を解決しようとする活動である。したがって、労働者達の直面している問題によって労働組合運動は、多種多様な形態をとるものである。多様な現象のなかで、労働組合運動を概念として把握しようとするならば、まずはじめに、労働者達の存在状況と、そこから生じる労働問題と、問題解決のための活動との関係を具体的につかむことが必要になる。本稿はこのような初歩的作業をイタリアについて、本来無名の労働運動がときに記録される機会としての労働争議の事件記録を主な資料として、歴史的に行うことを目指した試みである。

すでに先学諸氏はヨーロッパ労働運動史研究の成果として、次のような認識を提示してくれている。すなわち、労働組合は(一)共済組合的機能、(二)ストライキ団体的機能、(三)労働者教養協会的機能の三つの機能を有していた⁽¹⁾。そこでこの三つの機能がイタリア労働組合運動の歴史のなかにも見出せるか、あるいはまた、いわゆるイギリス流のクラフト・ユニオンと比較するとき、どのような差異が見出せるか。さしあたってこのような疑問を手がかりとして、以後の具体的検討に入

りたい。

I 1860年代までのビエッラ地方における毛織物業

ビエッラ地方 (circondario biellese, ビエッラ郡) とは、イタリア北部、ピエモンテ州、ノヴァラ県内の一地方である。この地方の中心地ビエッラ (Biella) の市街の東側をチェルヴォ (Cervo) 川が流れており、チェルヴォ川はさらに南下していくつもの川と合流し、結局ポー川に接続している。ビエッラはおおよそトリノから北東へ60km、ミラノから西北西へ85kmほど離れた、山地が平野にひらける境目に位置している。したがって、いくつかの谷合にいくつもの町があって一地方を形成しており、これらの町々は鉄道や道路によってよく結ばれている。

さて、イタリア・ルネサンスの繁栄の支柱の一つであった毛織物業も、18世紀初頭には大変衰微していた。当時トリノ、ミラノ、ナポリ等の大都市の店頭で売られる毛織物は大部分が外国製品であった。ことにイギリス、フランス、オランダなどから輸入される高級毛織物に対する舶来品崇拜⁽²⁾がはなはだしかったといわれる。実際、外国製品は品質と価格の両面でイタリア製品の優位に立っていた。それでも北イタリアのシオ (Schio, 現在ヴェネツィア州)、プラート (Prato, トスカナ州) やビエッラ等はすでに毛織物業の中心地となり、

注(1) 島崎晴哉『ドイツ労働運動史』青木書店、1963年、257頁。飯田鼎『労働運動の展開と労使関係』未来社、1977年、2頁等を参照。

(2) Bruno Caizzi, Storia dell'industria italiana dal XVIII secolo ai giorni nostri, UTET, Torino, 1960, p. 94.

周辺の小農民の農家副業＝家内労働を製造工程の一環に組み込んだマニファクチュアを成立させていた。⁽³⁾ これら毛織物業の中心地のうちでもビエッラは、18世紀後半に大幅に生産額を増大させた。そのため、周辺の農民は一層深く毛織物業に結びつけられることになった。当時の歴史家は、農家の男達が農作業をほうりだして毛織物業にいそしんでいるが、このようなことでは毛織物業の不況の際には他の手段(つまり農業)では生活費をかせぐことができず、極度の貧困に再び転落することになろう、と慨嘆している。⁽⁴⁾

19世紀に入って1817年、ビエッラ地方の毛織物業に一つの転期がきた。ピエトロ・セッラ(Pietro Sella, 1784年生～1822年没)がスイスから輸入した新鋭製糸機をストローナ川畔ヴァッレ・モッソに(水力を原動力とするので)設置して、新たな毛織物工場の操業を開始したのである。⁽⁵⁾ ビエッラ地方の他の企業も、セッラの工場にならって新鋭設備の導入に努めた。1830年にはセッラの工場は1,150人の労働者を雇用していた。1844年、ビエッラ地方には大小あわせて79の工場が存在し、11,240錠と816台の織機を擁していた。この頃、毛織物製品のイタリア国内消費量の三分の一が国産品であり、またビエッラ地方はイタリア最大の毛織物生産地となっていた。1840年代以降、梳毛製糸、紡毛製糸の機械が進歩し、並行して経営と工場の集中合併が進んだ。

1853年、ビエッラ地方に設置された織機は1,300台となった。1854年、セッラの工場は、鉄製と木製との2台の水車を動力として設備し、準備工程から織布、仕上げに至るまで機械化を進めており、そのなかには7台のミュール・ジェニー(260～300錠)や、4台の手動梳毛製糸機、約60台の織機(ほとんど力織機、うちジャカードが若干)があった。⁽⁶⁾

1867年当時のイタリア王国内には、手織機、力織機合計して6,480台があり、そのうち2,800台がビエッラ

地方に、1,450台がナポリ地方に、1,000台がシオに、530台がトスカナ(ことにプラート)に、残余の大半が⁽⁷⁾ ヴェネトとロンバルディアに存在していた。ただしほとんどの製糸機、力織機等の機械設備が、イギリスなどからの輸入品であり、イタリアの機械工業力はいまだ幼弱であった。

II 1870年代のストライキ団体

1878年、ビエッラ地方の人口、139,623人、そのうち毛織物業には135工場、6,125人が従事しており、その内訳は成人男子3,248人、同女子1,980人、児童897人である。この地方に存在する織機の総数は3,570台で、そのうち3,200台ほどが手織機であった。⁽⁸⁾

このような状況を背景として、ビエッラ地方には相互扶助協会などの労働者団体がいくつか結成され、そのなかでも織布工を中核とする組織の一つはストライキ団体として強力な争議活動を展開した。ここでは1877年夏の大争議と、クローチェ・モッソ協会について述べることにする。

1877年夏の争議は、ビエッラ地方で1870年代に発生したストライキ中の最大のものであった。争議は、1863年にビエッラ地方の労資間で合意された「マンチーニ協定」とよばれる工場規則の改訂を経営者側が企てたことに起因する。1876年1月ビエッラ地方ストローナ川渓谷地域(ヴァッレ・モッソ等)の毛織物工場主達が経営者団体を結成し、翌1877年1月にはビエッラにおいてイタリア毛織物業協会という経営者の全国組織がつくられた。工場主側は結束して1877年7月6日、「マンチーニ協定」すなわち旧来の工場規則中の欠勤に対する懲戒条項等を改訂した。⁽⁹⁾

この改訂の主要な問題点は次の通りである。各月の欠勤1日につき1リラ、2日目には2リラ(当時の平均日賃金は2リラ以下であった)、欠勤3日で解雇という

注(3) これは一種の間屋制とみてもよい。本体としての企業の工場労働と農家の副業的家内労働との「分業」の仕組みは判然としないが、18世紀に農家家内労働が主として利用された工程は、企業(工場)が原毛を購入、選毛した後の、洗毛、梳毛、また織布の工程であったと推測される。

(4) Caizzi, Cit., p. 98.

(5) Enciclopedia Italiana, 1949年版, Roma, vol. VI, Biellaの項。

(6) Caizzi, cit., pp. 220～221.

(7) Ibidem, p. 282.

(8) Sergio Zaninelli 編著, Storia del movimento sindacale italiano, vol. II, Le lotte nelle fabbriche 1861-1921, Celuc, Milano, 1973, p. 29. 原書に労働者数5,125人とあるのは6,125人の誤植と思われる。

(9) 1860～70年代の労働争議については、河野稔『イタリアの危機と労使関係』新評論, 1976年, 31～32頁を参照。

(10) 1877年争議の記録は次の著作による。Stefano Merli, Proletariato di fabbrica e capitalismo industriale 1880-1900, vol. I, Nuova Italia, Firenze, 1976, pp. 463～467.

ような苛酷な罰則を定めたこと。この背景にはピエツラ地方の労働者の大半が同時に小土地所有農民でもあって、農作業のため日曜のみならず月曜日、さらには火曜日にも工場を欠勤する慣習を持ち、「工場のリズム」に反発する状況があった。別の条項では、労働者は契約によって定められた仕事を完遂しない場合は、賃金増額を要求したり退職したりしてはならないという規定や、他の労働者に助力・交替せよという会社命令を拒否できないという規定が問題となった。要するに経営者側は、契約関係の強化、労働者の交渉力の弱体化、スト破り行為の強制をはかったのである。当然、労働者側は新規則を拒否し、その結果3,000名が解雇された。対抗してピエツラ地方全域でストライキが行われ、25工場が閉鎖された。1カ月後、ロンバルディア州において、日給3〜4リラの賃金で、400人のスト破り労働者が集められ、彼らは8月21日、ピエツラに到着した。そのうち約100人が帰ってしまい、残り300人が工場主達に護衛されて、翌日ヴァッレ・ストローナ地域へむかったが、4,000人の労働者と住民が彼らを迎えて、投石し、乱闘となった。各工場での強力なピケットリングもあって、結局スト破り労働者の就労は不可能になった。この争議は1877年10月末まで継続されたが、労働者側の持久力も限界に達し、国会議員クインティーノ・セッラ (Quintino Sella) の調停もあって、職場復帰した。しかし新工場規則も廃棄され、従来の「マンチーニ協定」が存続することになった。

この1877年夏の大争議を含む1870年代ピエツラ地方の戦闘的労働運動の核となった団体が、クローチェ・モッソ織布工協会 (Società dei tessitori di Croce Mo-⁽¹¹⁾ sso) である。

1882年から1884年にかけて国会 (下院) に設置された王立委員会＝サン・ジュリアーノ (San Giuliano) 委員会は、団結権と刑法の問題に関して、1860年以降のイタリア各地の労働争議について調査し、1886年に報告書を出した。この報告書の一部分の要約資料によ⁽¹²⁾って、以下にこのクローチェ・モッソ協会の実態について述べることにする。

このクローチェ・モッソ協会は、ピエツラ地方にいくつも存在した労働者団体 (大半は相互扶助協会) の一つであり、ヴァッレ・モッソを本拠としている。この協会がいつ結成されたかは明らかではなく、また加盟者数も不明であるが、1870年代を通じて活発に活動し、

1873年と1877年にはストライキを扇動したとして県知事の解散命令を受けたが、二度とも間もなく復活したもようである。

王立委員会は、その組織形態について次のように述べている。クローチェ・モッソ協会には全く名目的な評議会 (表向きの合法指導部と思われる) があるが、実際は秘密執行委員会が組織を動かしている。加盟者は班 (centuria) ごとに分けられ、各班にリーダーがいる。メンバーのいる各工場には、状況を監視し、報告し、組織命令を実行に移す代表責任者が存在する。会費には、定常の会費 (金額不明) の他に、ストライキのための特別拠出金があり、各工場に会費徴収担当者がいる。集められた会費の一部分はストライキ基金 (休業手当、検挙者支援、法廷費用等) となり、これを文庫特別基金 (Fondo speciale per la biblioteca) と称している。

1870年代のストライキとクローチェ・モッソ協会との関係は、次のようなものであった。

ストライキの大部分は、この協会の影響力の強い地域において発生した。争議において目立った活動をした労働者のうちのかんりの者が協会のリーダーまたはメンバーである。

1873年ヴァッレ・ストローナのいくつかの工場でのストライキの場合、協会のリーダー達が検挙されると一時ストは中止され、そのリーダー達が保釈されると再発した。

毛織物業の小工場 (従業員90名未満、大工場は90〜200名) に働く、協会非加入の日雇い労働者達は、はるかに低賃金なのにもかかわらず、決して争議に活発に加わることはない。

クローチェ・モッソ協会だけがストライキに干渉していると疑われている。ピエツラの職工協会連合の会長は、1877年にこの協会が解散命令を受けた後、司法当局への釈明のために組織の内容を公開する調査に応ずるよう協会指導部に勧告したが、拒否された。

若干の労働者の証言によれば、争議によって労働者自身が不利益をこうむることが明白であっても、その協会からの命令には逆らうことができない。

争議発生の原因は、必ずしも明瞭でないが、1877年争議のような工場規則に関するもの、1870年争議のような出来高制賃率に関するもの、力織機の導入等の機械に関するもの、徒弟の数や採用に関するものなどがあげられる。

注(11) 団体名称は Merli, ibidem, p. 465. による。

(12) Zaninelli, cit., pp. 25〜38.

労働者側の争議戦術はときに過激となる。通常は、ストライキ(職場放棄)、抗議集会と団体交渉の強請が行われるが、ときには、いやがらせ、脅迫、暴力、放火等が行われることがある。

このビエッラ地方は、1863年にマンチーニ議員、1877年にセッラ議員が争議を調停した歴史を持っているが、その他には労使交渉は表面化していない。

クローチェ・モッソ協会の基本的運動方針については、次の4点をあげることができる。

1) 徒弟数の制限。工場主が無制限に徒弟を増加させたり、あるいは他の地方から労働者を連れてきたりすることへの抵抗。

2) 仕事の進め方を規制し、そしてその結果としての週間稼得賃金額を制限する。これによって出来高制労働から生ずる際限のない労働強化の圧力に対抗する。

3) 工場の機械化、主として力織機の導入に反対する。

4) 抵抗手段としてのストライキを組織的に保障する。

上記2)の仕事の進め方の規制については、次のような例があげられている。たとえば、一定の長さや品質の織布作業は一定の期間で行うべく労働者間に默契がある。したがって、工場主の要求があっても勝手に織布のスピードを上げることは許されず、早すぎて仕上がった布は用もないのに自分の織機の側に数日間留めておかねばならない。さもないと、規則破りとして「ベドウィン人」の汚名をこうむり、いろいろの処罰やいやがらせを受けなければならなくなる。もっともこの処罰は、50リットルのワインを仲間の労働者達におごることによって許されることがある。それにしてもたいがいの織布工は、雇主の叱責よりも仲間内の不快な処罰をおそれて、実際は可能であっても織布作業のスピード・アップはしない。

以上要するに、1870年代のクローチェ・モッソ協会と名のる繊維労働者の団体は、熟練織布工を中心とする組織であり、労働力供給制限、作業規制、賃金規制、ストライキを政策的に実行していたことが理解される。この意味で、この団体はイギリス流のクラフト・ユニオン(職業別組合)と同じ類型に属するものといえよう。ただしこれらの政策は、労働組合のストライキ団体[イタリアで言うところの「抵抗同盟」(lega di resistenza)]としての機能のうちに入るものであって、労働組合の他の二つの重要な機能=制度たる自主的な共済制度と労働者の自己教育制度については、さしあたり

この資料からはつまびらかにすることができないのである。

III 1892年の織布工実態調査

1878年と1887年の保護関税は、イタリア最大の工業部門であり輸出産業であった絹織物工業に手痛い打撃を与えたが、一方、綿工織や毛織物工業は国内市場の確保に成功して成長をとげることができた。しかし西欧諸国の毛織物工業がこの時期に技術革新をはかり、完全に機械制大工業へと転化したのに対して、イタリアは大幅に立遅れたのである。けれどもビエッラ地方などでは技術革新がみられ、そして並行して、婦人・児童労働や労働時間の問題がより深刻化してきたのである。次表は1876年、1891(94)年、1903年の各時点において、絹糸絹織物工業、綿工業、毛織物工業の工場労働者数(家内労働者を除く)の推移を示したものである。

繊維産業の工場労働者数

	1876年	1891年(絹) 1894年(毛)	1903年
絹	15歳以上 {男 女} 15,692 120,428	15,384 120,386	19,420 134,328
	15歳未満 {男 女} 64,273	2,328 34,258	1,700 36,206
	計(人) 200,393	172,356	191,654
綿	15歳以上 {男 女} 15,564 27,291		34,293 82,078
	15歳未満 {男 女} 11,186		4,722 17,787
	計(人) 54,041		138,880
毛	15歳以上 {男 女} 12,544 7,765	13,464 13,503	16,548 17,070
	15歳未満 {男 女} 4,621	2,080 1,578	2,007 2,119
	計(人) 24,930	30,625	37,744

Merli, Proletariato..., vol. I, cit., pp. 99~103.

1892年8月14、15日、ジェノヴァにおいてイタリア社会党が結成された。同年11月26、27日付同党機関紙『階級闘争』《Lotta di classe》紙上に、ビエッラ地方(主としてヴァッレ・モッソ)の織布工の実態調査結果が掲載された。この実態調査は、ヴァッレ・モッソ織布工委員会(Comitato dei tessitori di Vallemosso)と、クローチェ・モッソ織布工協会(Società tessitori di Crocemosso)が協力して、1,000名余の組合員に対して500部の質問書を送って作成したものである。以

下に、この24項目の調査についてさらに要約してみたい。⁽¹³⁾

まず序文では、現在、力織機の導入が進み、婦人・児童労働者の雇用が増加し、そのため成人男子の失業が目立ってきていると織布工の危機が強調されている。

1. 最近10年間に、手織機での出来高制賃率 (prezzo) は40%引下げられた。注意すべきは今日、手織機のための糸は大変質が劣化しており、良質の糸は力織機にまわされることである。
2. 平均賃率は、毎1,000打梭(布地1mごとに横糸(梭)は500~3,000本通過する)ごとに、手織機で26チェンテージミ、力織機で13チェンテージミである。
3. 同一作業の場合、工場間の賃率格差は、手織機で15%、力織機で25%である。
4. 一日当り平均(稼得)賃金 (guadagno) は、1.75リラ。
5. 平均労働時間は1日12時間(1年間の平均)。
6. 織布工1人当り年間平均稼得賃金は、手織工380リラ、力織機織布工400~500リラ。
7. 年間労働日数は手織工7ヵ月、力織機織布工9~11ヵ月。ただしこれらは織機が企業の名義人 (impresario) か、雇主 (padrone) のものである場合である。
8. 力織機における労働者の性別比率は、成人男子30%、婦人40%、児童30%。
9. 同上のカテゴリーにおける失業の比率は、男子は3分の1が失業、女子10分の1、児童5分の1。
10. もしも失業中の者も含めて総ての織布工(乳幼児の母親と16歳未満の児童を除く)を就労させたとしたら、その場合の推定労働時間は1日9時間と計算される。
11. 休日労働、深夜労働の割増し賃金はない。
12. 織り上げた布の長さの計測法。
13. 罰金はしばしば織布工の関知しない過失によって課される。
14. 労働者の待遇は? 明らかに悲惨であり、大変しばしば若い織布女工が仕事を得るために監督や雇主の破廉恥な強要に従うことをよぎなくされている。
15. 政治的自由について。多くの資本家達は自己の代

理人を使い、解雇の威嚇により、労働者を投票に行かせ、そして資本家が支持する候補者に投票するように強制している。

16. 労働者は多くの零細な雇主達と同じく、協同組合を尊重している。

17. 資本家に対する労働者の将来の行動は? 場合によるが、部分的なストライキだけでなく、ゼネスト、そしてますます革命的な行動へと進む意志がある。

18. 組合 (mestiere) を組織しようという考えは常にあるが、婦人、児童労働者のなかで障害にぶつかっている。

19. 現在の労働の危機についての主な治療法は、織機からの児童と母性婦人の排除、均衡的賃金、最低賃金制、最大限労働時間の規制である。

20. 児童労働についての法律の実態は? 9~10歳の男女児童が(ことに製糸労働について)いかなる時間制限もなしに、1月中また夜間にも労働させられている。⁽¹⁴⁾

21. 児童労働に関する法律についての調査は知られていない。地方自治体(コムーネ)当局も注意を喚起しようとはしていない。

22. ビエッラ地方の織布工の数は約1万人である。

23. その内訳は、毛織物業6,500人、綿織物業2,500人、メリヤスおよびフランネル1,000人である。

24. ビエッラ地方内部でのヴァッレ・モッソと他との比較では、賃金はいくつかの町では等しいし、また他の町ではヴァッレ・モッソより20%も低い。

以上のような報告から、ビエッラ地方の毛織物業労働者にとっての危機とは、現象的には成人男子労働者の失業問題として認識・表現されていても、実はその背後にある1880年代を通じての、毛織物工業における生産力の上昇が、生産様式の核としての労働制度そのものを変化させ、それゆえ労働者生活全体が変らざるをえなくなっているという状況を指しているを読むことができる。変化する状況に対して、どのような工場労働者としての労働生活を構想するのかという問題が、労働運動に課せられていたのだと考えられ、次に述べる1897年争議は、この問題に関する運動として見ることができる。

注(13) Stefano Merli, Proletariato... , vol. II, documenti, cit., pp. 131~134.

(14) 1886年2月11日法=工場における児童労働法では、製造業では9歳未満の者は就労禁止、地下・鉱山労働では10歳未満の者は就労禁止、9歳以上12歳未満の者は1日8時間労働に制限し夜間労働は禁止、12歳以上15歳以下の者は危険有害労働への就労禁止と夜間労働6時間以内の制限、が定められていた。しかしこの法律の実施を監督すべき鉱山工場監督官(1879年法による)の数が少なすぎて、このような法律でさえもほとんど守られていなかった。Merli, vol. I, cit., p. 337.

IV 1897年の「10時間労働制」争議

1897年9月6日以降翌年4月初めまでの実に7カ月間もの長期にわたって、ビエッラ地方ヴァル・セッセーラ(Val sessera)の毛織物業労働者は大規模なストライキを敢行した。この争議の実態について、後の共和国大統領ルイー・エイナウディが1897年9月17日から10月6日まで5回にわたって記録し報告している。以下の争議記録は、このエイナウディの報告を要約したものである。⁽¹⁵⁾

1897年9月6日、ビエッラ地方ヴァル・セッセーラにおいて、毛織物業の織布工、製糸工、染色工、乾燥工等、11工場に所属する約750名が抵抗同盟に結集して、ストライキに入った。ビエッラ地方、ヴァッレ・ストローナ・ポンゾーネ・セッセーラ3地域連合の、繊維労働者の抵抗同盟は、1897年5月9日に再結成された。⁽¹⁶⁾この組織がこの大争議の中核となったものである。加盟者数等詳細は不明だが、会費は月額5チェンテージミ、ただしストライキ期間中は週額50チェンテージミに増額されている。一方、工場主側は工業家同盟を結成し、ロック・アウトによって対抗した。当時ヴァル・セッセーラの繊維産業は約2,500名の労働者を擁していたが、このロック・アウトのためにストライキ参加者ではない労働者811名が休業をよぎなくされたという。⁽¹⁷⁾

争議は、そもそも労働時間に関する問題から発生している。労働者側は当初次のような要求を提出した。すなわち3月から9月の春夏期には、6時30分始業より12時まで、昼休み1時間15分の後、13時15分より17時45分まで労働、計拘束12時間15分、実働10時間労働制である。これに対して工場主側の第一次回答は次の通りであった。6時30分始業より11時45分まで労働、ただしこの間8時より8時30分まで休憩、11時45分より13時15分までの昼休みの後、13時15分より19時まで労働、ただし16時30分より17時まで休憩という時間割

で、計拘束12時間30分、実働10時間労働制であった。

この第一次回答を労働者側は不満とした。その理由は、労働者達のなかには自宅から工場まで片道1時間も徒歩で通勤する者が多くいて、拘束12時間30分制では1日のうち少なくとも14時間から多い者は17時間も外に仕事に出ていることになり、家で食事、休息、睡眠をとる時間は7時間ないし10時間にすぎず、健全な家庭生活を営むことができないというものであった。

工場主側の第二次回答は次のようになった。6時30分始業より11時45分まで、ただし8時より15分間の休憩、11時45分より1時間30分の昼休みの後、13時15分より18時30分まで労働、ただし16時30分より15分間の休憩という、計拘束12時間、実働10時間労働制である。

しかし労働者側は納得しなかった。労働者側からは、一)工場主が協約時間を厳守するという約束を行わず、繁忙期には無制限に時間外労働をおしつけてくると考えられること、二)18時30分終業でもまだ遅すぎること、⁽¹⁸⁾の2点が強硬に主張された。一方、工場主側は、一)就業時間短縮をそのまま認めれば、次には賃率の大幅上昇を許さざるをえなくなろう、また最後には8時間労働制の要求が登場してくるであろうというおそれ、二)労働者達が社会主義かぶれして経営権に介入するのは許しがたいということ、また工場主達を御主人(旦那様, padroni)と慣習通り呼ばず、資本家(capitalista)と呼び、榨取などという言葉を使うということ、

成人男子織布工の所得階層

月間稼得賃金額：リラ	労働者数：%
100リラ以上	6.3%
90~100	17.5
80~90	19.5
70~80	26.5
60~70	16.0
50~60	9.0
30~50	5.5

Einaudi, cit., p. 55.

が強く意識された。それでは、このヴァル・セッセーラの毛織物業労働者はいかなる状態にあったのか。まず賃金については、最も高い賃金水準の成人男子織布工が日給約3.5リラ、最も低い水準の、作

注(15) ルイー・エイナウディ (Luigi Einaudi)。1874年生~1961年没。1947年にデ・ガスペリ内閣の副首相兼予算相、1948年5月から1955年5月までイタリア共和国大統領。Luigi Einaudi, *Gli scioperi del biellese*, in *Cronache economiche e politiche di un trentennio*, Einaudi, Torino, 1959, vol. I, 1893~1902, pp. 40~62.

(16) Merli. vol. II, documenti, cit., p. 529. には、この抵抗同盟結成のための1897年2月6日付のアピールがのっている。

(17) Zaninelli, cit., p. 100.

(18) ビエッラ地方のどこの町でも工場の近くには多くの旅館、カフェ、飲食店、酒屋があり、労働者達は夕方終業後、飲食店等集って仲間同士で酒を飲むことが多い。Einaudi, cit. p. 56.

業の手伝いをする12歳位の児童労働者が日給40〜50チェンテジミである。成人男子織布工の月間稼得賃金額をみると、ヴァル・セッセーラのある工場では1897年のある1カ月に別表のようになっていた。すなわち織布工の約3分の2が月間70リラ以上を稼得していることになる。その当時(1897年)⁽¹⁹⁾、成人男子労働者の全国平均賃金は1時間当り0.26リラであって、これは仮に1カ月250時間労働とすると月間65リラとなり、比較すればピエツラ地方の毛織物業織布工の賃金が高水準にあることが分る。

次に労働者の零細土地所有という特徴があげられる。ヴァル・セッセーラ、ヴァッレ・モッソの労働者世帯の8割以上が家屋、小さな菜園、草原、栗林を含む零細土地所有者である。この土地は穀作には全く適していないが、雌牛や山羊を飼い、草を刈り、薪をとることができる。これらの土地は数アールから数平方メートルの面積に極端に細分されているが、これは均分相続の慣行とも関係がある。また草地や林でさえも、38アールの価格が1,500ないし4,000リラもし、これは低地のぶどう畑の一区画にも匹敵する高価格である。このような労働者の零細土地所有は独立した農業経営を行うには不充分であるが、ストライキによって賃金収入が途絶えても若干の期間、家計を支えることができる。ピエツラ地方のストライキがしばしば数カ月の長期間にわたるのも、このような背景があるからだと考えられる。

一方、工場主、経営者達もこの時期依然として半ば職人的である。工場規模は小ささまざまあるが、主要な工場は原毛の選別から最終仕上げまでの工程、営業販売部門までもっている。工場経営の主要な役職には工場主の家族の者が就き、他に労働者を雇用している。たいていの工場主がどこかの工場での徒弟、職工長の経験を持っており、その後独立して工場主となったのである。

ストライキが発生した9月という時期は、次の年の夏物の生産のための見本作りと注文取りの時期にあた

る(最終注文は年末に集められる)。したがって、この時期にストライキが発生すると注文を取ることができなくなり、次の冬物生産までの約半年間は仕事がなくなってしまうのである。労働者側もこの時期をみながらストライキを起したものと思われるが、一方、工場主側も強硬な態度をとり、6カ月のブランクもやむをえないとして、この結果争議は長期戦の様相をていつたのであった。

争議発生後2カ月、1897年12月初めに、ストライキ発生後に臨時に雇用された「スト破り」の労働者達をストライキに参加させようとした若い糸つなぎ工達が停職処分を受けた。この結果、事態はますます紛糾し、結局7カ月間の長期ストとなったのである。この間、7人のストライキ指導者が逮捕されるなどの事件が起った。また北イタリアのさまざまな労働者団体は度々支援アピールを発して、ピエツラ地方のストライキ労働者に義捐金を送った。⁽²⁰⁾

ついに工場主側は若干の譲歩を行い、新しい協定が締結されて、1898年4月上旬、ストライキは終結した。この協定の内容の詳細は明らかではないが、労働時間制については労働者側の要求には近いものであり、他に解雇問題、スト破り労働者の雇用問題、徒弟の問題についての条項を含むものであったといわれる。この新協定に不満の若干の工場主は、ヴァル・セッセーラ地域からピエツラ地方の他の地域へ工場設備を移転させたといわれる。⁽²¹⁾

V 1901年の「連結力織機」争議

1901年6月、イタリア繊維労働者連合と称する組合員18,000名の産別全国労組が結成され、その4カ月後の1901年10月9日、ピエツラ地方のチェルヴォ、コッジョーラにおいて大規模なストライキが発生した。⁽²²⁾

チェッルーティ(Cerruti)工場の毛織物業労働者は、すでに6〜7年前に導入され、次第に増設されようとしていた連結力織機(telaio doppio)を廃止させよう

注(19) Cesare Vannutelli, Occupazione e salari dal 1861 al 1961, in L'economia italiana dal 1861 al 1961, Giuffrè, Milano, 1961, p. 568.

(20) Merli, vol. II, documenti, cit., p. 675, 682, 695, 703, 705, に金属労働者などから発せられた連帯アピールがのせられている。

(21) Merli, vol. I, cit., p. 524.

(22) 繊維産業労働者の全国労働組合結成の動きは、1889年ピエツラ地方のあるストライキから始まり、1892年末にはイタリア繊維産業一般組合創立のための規約草案が作成された。しかしこの企ては1894年の無政府主義取締法や1898年5月ミラノ事件による弾圧によって流産させられ、結局1901年6月になってイタリア繊維労働者連合が創立された。Merli, vol. I, cit., pp. 830〜831. vol. II, documenti, cit., pp. 139〜141.

として争議を起した。この連結力織機とは、2台の力織機を向かい合わせに設置して、連結させて動かし、1人の労働者がその間で2台分の織機を監視・労働するものであった。労働者側は表面上、他に出来高賃率引上げ、作業量計測法の改善、罰金問題等の諸要求をかかげていたが、本質的な要求はこの連結力織機の廃止にあったと、ルイージ・エイナウディは観察している。⁽²³⁾

工場主側の言い分は次のようなものであった。西欧諸外国の毛織物製品との競争に敗北しないためにはコストダウンを図らねばならない。賃率については、打梭数1,000打ごとに12チェンテージミ支払うが、これは従来の賃率を引下げるものではない。したがってこの連結力織機に反対する労働者達は進歩に逆らう反動である。

一方、労働者側の言い分は次の通りである。連結力織機と普通の(単独の)力織機——これとても既にほとんどが蒸気機関を原動力とする力織機であり、かつての手織機は工場の中では例外的存在となっているのだが——とを並置すると、工場主は次のようなことをする。すなわち、連結力織機には良質の糸がまわされ、普通の織機には質の劣る糸がまわされる。その結果、連結力織機のほうが仕事ははかどり、出来高賃金制のため、稼得賃金額が大きくなる。連結力織機につくと2週間に55~70リラ、さらには80~85リラもの稼得賃金がある。しかるに普通の力織機では2週間に15~20リラにしかならない。そしてまた、連結力織機は1人で2台の織機を操作するのであるから、ひどく労働密度、労働強度が高まり、目まいをおこす位であって、3年以上働き続けることができないほどである。

私の考えでは、結局、従来2人必要であった労働力が1人に半減させられてしまうこと(すなわち失業問題)と、この連結力織機につく労働者が、労働組合の認めるような徒弟期間を経っていないという意味の不熟練工であって、しかもこの不熟練工が熟練工よりも多額の稼得賃金を得るということ、さらにまた1人当り作業量の倍増によって、将来、出来高賃率切下げの可能性が大きいことなどが、労働者側の連結力織機に反対する直接的理由であったと思われる。

争議は、チェッルーティ工場の労働者に同調してビエッラ地方各地の約4,000名の繊維労働者がストライ

キに入ることによって拡大した。これに対して工場主側も同盟し、毛織物工場のみならず綿織物、リンネル、メリヤス工場の一部も含むロック・アウトで対抗した。ストライキは最初の盛り上りの後、今度は1897年争議のようにはやかず、急速に衰弱して、2ヵ月後に労働者側の完敗によって終わった。ビエッラ地方の社会党がこの闘争を指導したが、労働者の統一の維持に失敗したことが完敗の原因とみなされている。⁽²⁴⁾

VI 総 括

以上、総括すれば次のような諸問題を提示しようと思う。

19世紀後半、ビエッラ地方の労働問題の第一点は、婦人・児童労働者との競合による成人男子労働者の失業問題として直接的には認識された問題である。

問題の第二点は、工場制度が人々に工場労働者としての生活様式をとらせること。特徴的には休日、労働時間の問題である。

19世紀を通じて手織機の力織機への転換、力織機の改良、諸工程の機械化等の技術革新が進展した。そこで例えば旧式織機と新鋭織機とでは、糸にもよるが概して単位織布量当りの必要時間、すなわち能率が異なり、能率が異なれば一定労働時間における出来高賃率の改定が必然的となる。問題の第三点は、技術革新にともなって発生する賃金問題である。

そして第四点として、第二次大戦前の日本と同様の工場生活の非衛生性、職業病、労働災害などの問題があげられる。

それでは19世紀後半にビエッラ地方の毛織物業労働者は、これらの諸問題について、いかなる運動、いかなる組織をもって対応したのであろうか。

第一点の失業問題についての対応策は次のようなものであったと考えられる。

(1)地域的労働市場の独占。換言すれば、他地方の労働者団体から正式に紹介された者以外の「よそ者」の排除である。(2)熟練資格の維持、熟練資格を必要とする職務についての労働力供給制限政策。(3)解雇反対闘争(これ自体は主として争議中に二次的に発生する)。(4)労働時間短縮、時間外労働の拒否。

このうち(2)についてさらに述べると、毛織物工業に

注(23) Luigi Einaudi, Lo sciopero nel biellese, in Cronache..., vol. I, cit., pp. 435~444.

(24) Giuliano Procacci, La lotta di classe in Italia agli inizi del secolo XX, Riuniti, Roma, 1970, p. 42, 44. Merli, vol. I, cit., p. 482.

における多種多様な職務のなかで、熟練資格すなわち徒弟期間の修了が問われるのは、選毛、染色、製糸、織布、仕上げ等の主要諸工程の基幹となる職務と、それを遂行する成人男子労働者である。そして例えば、製糸工が撚糸女工や糸つなぎ工などの補助労働者を指揮し、また織布工が横糸準備女工などを補助労働者とするというような工程の性質によって、繊維労働者のなかでも熟練資格を持つ者すなわち熟練工、熟練資格取得中の徒弟、そして熟練資格とは無関係という意味での不熟練工（主に女工）とに分けられていると考えられる。ところが技術革新にともなってこのような熟練工、徒弟、不熟練工という区分が崩されてゆき、例えば新鋭力織機を女工や名目は徒弟だが、実際は単なる新規採用の労働者が操作するといった事態が広まってきた。このような19世紀末の状況に対して、成人男子熟練工を主体とした組織＝抵抗同盟は、熟練資格を必要とする職務を区分し、このような職務の労働者の結束を固め、不熟練工をそのような職務につかせないように工場主にさまざまな方法で圧力をかけ、結果的に労働力制限政策を貫徹し、失業を防止し、賃率を維持しようとしたのだと考えられる。

第二点について、まず休日の問題は次のような事情から生れている。ビエッラ地方の毛織物工場に勤めるほとんどの成人男子労働者は、小さな菜園、林、草地を所有しており、農作業を行うために日曜、月曜しばしば火曜日まででも休日としていた。これに対して工場主達は19世紀後半に工場規則によって休日を制限、確定しようとしたのである。また労働時間の問題については、1897年の10時間労働制争議にみられたように、家庭で休養する時間が必要であるという理由をかがけて労働時間短縮闘争を行った。このように休日と労働時間の問題は、近代的工場労働者生活が確立されてゆく過程での過渡的性格を示している。ただしその中に、賃率の維持を前提として労働時間を短縮し、時間外労働を拒否するならば雇用人員を増加させることができるという失業問題に関連する運動方針が存在し、さらに8時間労働制の要求にみられるように社会主義運動の影響があることも無視できない。

問題の第三点は賃金問題である。19世紀後半を通じてビエッラ地方の毛織物業では、成人労働者の主要な賃金形態は出来高賃金制であり、時間賃金制をとる者は事務員や雑用をする日雇労働者などであったと考えられる。また雇用形態も工場の直接雇用であって、い

わゆる親方職工の間接雇用の例は文献上見出せない。さらに賃金水準の面では、ビエッラ地方の毛織物業労働者の賃金は、他の地方の同じ産業、同じ地方の他産業に比較して高い水準にあった。

そこで賃金問題に関しては、まずビエッラ地方の比較的高い賃金水準を低下させないことを前提として、同一職務について各工場間の出来高制賃率を齊一にする努力がなされる。この地域内同一職務同一賃率の労働組合政策は、競争条件の均等化という意味で工場主側にとっても受入れやすい面をもっている。しかし同一職務同一賃率の下でも、各個人の作業の仕方によって個人の稼得賃金額に大きな差異の生ずる可能性がある。そこで各人の稼得賃金額の差異を縮小するために作業の仕方そのもの、すなわち手順、速度等を一定化するような労働者相互の慣行的な了解と協調が必要となる。そしてこのような作業慣行を守らせるために仲間内の罰などの組織的努力も必要となるのである。

このような労働者達の日常的運動は、資本家的技術革新と矛盾・対立する部分が多い。けれども技術革新は、社会的生産力の上昇という大きな流れに乗っており、また他地方に対しての企業競争力の強化およびビエッラ地方の繁栄とも重なっている。労働者が旧慣を守るのは困難である。このような状況のなかでビエッラ地方の毛織物業労働者達は、労働者の技能経歴と仕事の質と量とを基準とする労働者内部の序階を、現実に対応するように再編成しつつ、この序階に照応した賃金を獲得することを基本線とし、さらにその時々新鋭機械の導入による作業慣行の破壊と実質的な賃金切下げに抵抗したとみることができる。そのため、このような労働運動は外見上、保守的、反動的にも見えるが、その内実は社会的生産力の上昇に対応しつつ、労働者内部の秩序と賃金等のバランスを保って団結することを目標とするものであったと考えられる。

第四点として、工場生活そのものの問題があげられる。工場や作業の非衛生性と夜間労働とは疾病（ことに胸部疾患、肺結核）や労働災害を多発させ、またそこに婦人・児童労働者が多いことが、工場生活をより暗く悲惨にしていた。それゆえ少なくとも婦人や児童が工場労働をしなくても普通の労働者の家計が維持できるようにすることは、労働運動の基本的目標であった。19世紀末にビエッラ地方の労働者達が社会主義的政治運動に参加した理由の一つは、工場立法、婦人・児童労働保護を議会を通じて実現するという方針が提起さ

れたことにもよっていると考えられる。⁽²⁵⁾

以上のような諸問題に対応する労働運動は、部分的には地方的排他性を持ちつつも、大勢として全国的統一組織、統一行動を要求する。争議の際に各地の労働者団体が争議中の労働者に義捐金を送ることは直接的契機となる。1901年の繊維労働者連合創立はその成果であった。

最後に、ビエッラ地方の毛織物業労働者の労働運動の政策的特徴を、同じ19世紀後半のイギリス労働組合運動史から抽出された、いわゆるクラフト・ユニオンの典型的政策と比較してみたい。クラフト・ユニオンの政策とは、(1)厳重な徒弟制度の維持を通じての手工業的熟練労働力の養成とその供給制限、(2)従って、無資格者 (illegal man) の排除とクローズド・ショップ制、(3)地域的な横断賃率の確立、(4)高い入会金および組合費、(5)共済制度の充実などであった。⁽²⁶⁾ これまで述べてきたビエッラ地方の抵抗同盟の場合、(1)、(2)、(3)の政策は主観的には精力的に実行されたのであり、共通性が大きい。客観的に見れば、これらの政策が十分な成功を収めたとは言い難い。また、(4)の組合費等

についてはビエッラ地方のそれは、争議中を除いてむしろ低額とみなしてよいし、これと関連する(5)の共済制度は、抵抗同盟とは別個に相互扶助協会として組織されていた。

すなわち、本来ヨーロッパ労働組合運動が持っていた三つの機能、(一)共済組合的機能、(二)ストライキ団体的機能、(三)労働者教養協会的機能について、ビエッラ地方の労働運動は、これらを別々に分れた組織において実現していたのであって、イギリス流のクラフト・ユニオンのように統一して保持するということとはなかったのである。

クラフト・ユニオンの政策を実行しつつも客観的には十分な成功を収めえず、また労働組合の基本的諸機能を別々の組織として実現したというような特徴は、20世紀に入ると、産業別全国労働組合の問題、またこれと政党、チルコロとよばれる労働者クラブなどの相互関係の問題として新たな展開を示すのであるが、それは後日に論じることとしたい。

(淑徳大学専任講師)

注(25) 1893年1月にはクローチェ・モッソにおいて8時間労働制等を労働立法として確立することを目指す集会が開かれている。Merli, vol. II, documenti, cit., p. 145.

(26) 飯田, 前掲書, 44頁。